

平成 30 年度 電源 I 〃 廠気象対応調整力
募集要綱（案）

平成 30 年 7 月 2 日

九州電力株式会社
送配電カンパニー

目次

第1章	はじめに	1
第2章	注意事項	2
第3章	用語の定義	4
第4章	募集スケジュール	8
第5章	募集概要	9
第6章	応札方法	15
第7章	評価および落札者決定の方法	25
第8章	契約条件	27
第9章	その他	33

第1章 はじめに

- 平成 28 年 4 月以降のライセンス制導入に伴い、各事業者はそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
- 九州電力株式会社送配電カンパニー（以下、当社）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、10 年に 1 度の猛暑時等の需給ひっ迫時等に需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、厳気象対応調整力（＝電源 I 〳）を入札により募集します。
- 本要綱では、当社の募集する厳気象対応調整力が満たすべき条件、評価方法等について説明します。落札後の権利義務関係等につきましては、募集に合わせて公表する電源 I 〳 厳気象対応調整力（kW）契約書（ひな型）および電源 I 〳 厳気象対応調整力（kWh）契約書（ひな形）を参照して下さい。
- 応札者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

第2章 注意事項

■一般注意事項

- (1) 当社は、需給ひっ迫時等に確実に期待できる需給バランス調整力を確実にかつ効率的に確保するために、本要綱に定める募集概要・契約条件等に基づき、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を入札により募集します。入札募集により、調整力の費用低減に寄与することが期待されますので、応札者が入札書で明らかにする電源Ⅰ 廠気象対応調整力の評価にあたっては、入札 kW 価格や上限電力量単価が低いことが重要な要素となります。なお、この経済的要素に加え、需給運用の柔軟性等も重要な要素となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。このため、応札者は入札書の作成に際しては、本要綱に記載の作成方法に従い、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において、効率的な審査ができるように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸条件ならびに添付する電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約書 (ひな型) および電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約書 (ひな型) の内容をすべて了解のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (5) 落札者は、別途定める電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約および電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約を締結していただく必要があります。また、契約電源等が発電設備である場合、当社との間で当社託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約 (発電量調整供給契約者と電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約者および電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約者とが同一であることは求めません。) が締結されていることが必要です。
一方、契約電源等がデマンドリスポンス (以下、DR) を活用したものである場合、当社との間で当社託送供給等約款に基づく接続供給契約 (接続供給契約者と電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約者および電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約者とが同一であることは求めません。) が締結されていることが必要です。
- (6) 応札者は、電源Ⅰ 廠気象対応調整力に応札する契約電源等と同一の設備等を用いて、当社が別途募集しています電源Ⅰ 周波数調整力へその容量の全部または一部が重複して入札を行なうこと (以下「重複入札」という) は可能といたします。その場合の落札判定は電源Ⅰ 周波数調整力、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の順に実施し、落札となった契約電源等につきましては以降の応札の評価対象外といたします。なお、同一募集枠への重複入札はできないものといたします。
- (7) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力に応札する契約電源等の容量を複数に分割し、その分割した容量ごとに重複しない範囲で別途募集しています電源Ⅰ 周波数調整力へ入札を行なうこと (以下「複数入札」という) は可能といたします。なお、同一の募集枠への複数入札はできないものといたします。
- (8) 落札者が希望する場合、当社が、当該電源等について別途定める電源Ⅱ 周波数調整力募集要綱で定める技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議の上、電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ 周波数調整力契約を締結することも可能とし、同様に、別途定める電源Ⅱ 需給バランス調整力募集要綱にて規定する技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議の上、電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ 需給バランス調整力契約を締結することも可能とします。この場合、契約書の内容等詳細については、落札者決定以降、別途協議いたします。

- (9) 応募者が、入札書提出後に入札の辞退を希望する場合は、速やかに書面により当社まで申し出てください。
- 一度入札辞退の意思を表明した場合は、当該募集期間において再度選考の対象として復帰することはできませんので、あらかじめご了承下さい。入札辞退者の入札書はすみやかに返却します。
- (10) 本要綱に基づく電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kW) 契約並びに電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (11) 本要綱に定める募集条件や評価方法等は、他社からの応募を前提にその取り扱い方法について記載していますが、応募者が自社・他社に関わらず公平に取り扱うこととします。
- (12) 応募者が入札書に記載する会社名は、正式名称を使用してください。応募者の事業主体者は、日本国において法人格を有するものとします。
- また、ジョイント・ベンチャー等のグループで応募することも可能です。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業すべての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとします。
- (13) 当社または落札者が第三者と合併または電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kW) 契約もしくは電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kW) 契約もしくは電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）承継の詳細な取扱いについては、募集にあわせて公表する電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kW) 契約書（ひな型）もしくは電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kWh) 契約書（ひな型）（または電源Ⅱ周波数調整力契約書（ひな型）もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書（ひな型））を参照してください。
- (14) 応募に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の交渉に要する費用等）は、すべて応募者で負担してください。
- (15) 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。
- (16) 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札者の選定にあたり、当社が追加書類の提出を求めた場合については除きます。

■守秘義務

応募者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

■問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記の当社問合せ専用メールで受け付けます。なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社専用メール：chouseiryoku_nyusatsu@kyuden.co.jp

第3章 用語の定義

電源分類・契約関連

- 電源 I
- 電源 I 周波数調整力
- 電源 I 需給バランス調整力
- 電源 I 〓 厳気象対応調整力
- 電源 II
- 電源 III
- 電源 I 周波数調整力契約
- 電源 I 需給バランス調整力契約
- 電源 I 〓 厳気象対応調整力 (kW) 契約
- 電源 II 周波数調整力契約
- 電源 II 需給バランス調整力契約
- 電源 I 〓 厳気象対応調整力 (kWh) 契約
- 電源 I 〓 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約

契約・料金関連

- 契約電源等
- 発電等出力増
- 電源 I 〓 厳気象対応調整力契約電力
- 厳気象対応準備時間
- 電源 I 〓 厳気象対応調整力提供可能時間
- 運転継続時間
- 運転継続可能時間
- 計画停止日数 (補修停止日数)
- 計画外停止日数
- 基本料金
- 従量料金
- 申出単価
- 上げ調整単価 (V1)
- 下げ調整単価 (V2)

需給・発電機関連

- 需給バランス調整力
- DR (デマンドレスポンス)
- アグリゲーター
- エリア需要
- H1 需要
- H3 需要
- 厳気象発生月
- 夏期
- 冬期
- 平日時間
- 需給ひっ迫
- 専用線オンライン指令
- 系統連系技術要件
- 需給バランス調整機能
- 調整力ベースライン
- OP 運転

電源分類・契約関連

用語	定義
電源Ⅰ	一般送配電事業者があらかじめ確保する、専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除く）で調整できる電源等。 なお、常時の周波数制御および需給バランス調整に用いるため、周波数調整機能の具備を必須とするものを電源Ⅰ-a、周波数調整機能を提供することを期待されないものを電源Ⅰ-bと区分する。
電源Ⅰ周波数調整力	当社があらかじめ確保し、周波数調整機能を必須とし、周波数制御及び需給バランス制御に活用される調整力。
電源Ⅰ需給バランス調整力	当社があらかじめ確保し、周波数調整機能を期待されず、専ら需給バランス調整に活用される調整力。
電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力	当社があらかじめ確保し、需給ひっ迫等必要時に、オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）で上げ調整指令ができる電源等（周波数調整機能の提供を期待されないもの）によって得られる調整力。
電源Ⅱ	一般送配電事業者から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除く）で調整ができる電源等（電源Ⅰを除く）。原則としてゲートクローズ以降余力がある場合に一般送配電事業者が周波数制御・需給バランス調整に利用することが可能。 なお、常時の周波数制御および需給バランス調整に用いるため、周波数調整機能の具備を必須とするものを電源Ⅱ-a、周波数調整機能を当社に提供することを期待されないものを電源Ⅱ-bと区分する。
電源Ⅲ	一般送配電事業者からオンラインで調整ができない電源等。
電源Ⅰ周波数調整力契約	当社が周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、電源Ⅰ-aに関して、当該契約kWの確保・待機とその対価としての基本料金支払について締結する契約。
電源Ⅰ需給バランス調整力契約	当社が周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、電源Ⅰ-bに関して、当該契約kWの確保・待機とその対価としての基本料金支払について締結する契約。
電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力(kW)契約	10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時等に需給バランス調整のための調整力として活用することを目的とし、オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）で上げ調整力を指令できる電源等を対象に、当該契約kWの確保・待機とその対価としての固定費支払について締結する契約。
電源Ⅱ周波数調整力契約	当社が周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、電源Ⅰ-a及びⅡ-aと締結する契約。
電源Ⅱ需給バランス調整力契約	当社が需給バランス維持のために調整力として活用することを目的とし、電源Ⅰ-b及びⅡ-bと締結する契約。
電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力(kWh)契約	電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力(kW)契約を締結した電源等を対象とした電力量(kWh)料金支払に関する契約。
電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力(kW/kWh)契約	電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力(kW)契約および電源Ⅰ [〃] 厳気象対応調整力(kWh)契約を指す。

契約・料金関連

用語	定義
契約電源等	発電設備を活用した入札案件である場合、発電設備等を、DRを活用した入札案件である場合は、負荷設備等とアグリゲーターとを併せたもの。
発電等出力増	発電設備の出力増加または負荷設備の需要抑制により、電源 I 〳 厳気象対応調整力を供出すること。
電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力	電源 I 〳 厳気象対応調整力として契約する電源等との契約 kW で、当社の指令に応じ運転継続時間にわたって供出可能な出力。 なお、DRを活用した応札者の場合、当社託送供給等約款における損失率を考慮したものとする。
厳気象対応準備時間	1日（毎日0時～24時）のうち、当社が本要綱で定める、当社指令に応じた発電等出力増を必要とする時間帯。本要綱においては、猛暑・厳寒時の需要実績をもとに9時から20時とする。
電源 I 〳 厳気象対応調整力提供可能時間	厳気象対応準備時間のうち、本要綱で定める、当社の指令に応じた発電等出力増を行うことが可能な時間帯。
運転継続時間	契約電源等が、電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力で発電等出力増を継続できる時間。
運転継続可能時間	契約電源等に当社が発電等出力増の継続を求める時間。本要綱においては、需要実績をもとにH3需要に対して確保すべき供給力を超過する時間帯を算出した結果、4時間とする。
計画停止日数 （補修停止日数）	各断面（年間、月間、週間）で電源 I 〳 厳気象対応調整力として契約する電源の補修等のために、予め計画を策定して停止する日数。
計画外停止日数	計画停止日数以外の停止日数。（送電設備の故障による停止は別途協議）
基本料金	契約電源等が kW を供出するために必要な費用への対価。
従量料金	当社指令により、契約電源等が発電等出力増（kWh）の調整力供出に必要な費用への対価。
申出単価	従量料金を算定する際に利用する単価。燃料費等の情勢を反映するため、電源等を供出する契約者は定期的に提出する必要があります。本要綱では、要件として上げ調整のみを定めていますが、下げ調整にも応じていただける電源等においては、下げ調整を実施させていただきます。上げ調整に対しては、上げ調整単価（V1）、下げ調整に対しては、下げ調整単価（V2）を設定いたします。このような電源等との契約（電源 I 〳 厳気象対応調整力（kWh）契約）の詳細については、電源 I 〳 厳気象対応調整力（kWh）契約書を元に、別途協議いたします。
上げ調整単価（V1）	当社が契約電源等に対して、出力増指令したことにより増加した kWh に乗じて支払う単価。
下げ調整単価（V2）	当社が契約電源等に対して、出力減指令したことにより減少した kWh に乗じて受け取る単価。

需給・発電機関連

用語	定義
需給バランス調整力	周波数調整機能を期待されず、専ら需給バランス調整に活用される調整力。
DR (ディマンドレスポンス)	本要綱においては、需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制もしくは増加すること。(Demand Response の略)
アグリゲーター	単独または複数の、DR を実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御(増または減)量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者(その事業者が調整力提供に当たって使用する設備を含む)。
エリア需要	一般送配電事業者の自らの供給区域(離島除く)で消費される電力のこと。
H1 需要	ある年における毎日の最大電力(1時間平均)の最上位1日の値。
H3 需要	ある年における毎日の最大電力(1時間平均)を上位から3日とり平均したもの。
厳気象発生月	猛暑および厳寒により10年に1度程度の高需要が発生する可能性のある月をいう。本要綱では、厳気象発生月を夏期および冬期とする。
夏期	本要綱では、7月1日から9月30日をいう。
冬期	本要綱では、12月1日から翌年2月28日(閏年の場合29日)をいう。
平日時間	本要綱では、厳気象発生月における厳気象対応準備時間(9時~20時)をいう。
需給ひっ迫	想定される需要に対して、供給力が不足する状態のこと。
専用線オンライン指令	一般送配電事業者が需給バランス調整を行うため、通信伝送ルートを通じて、直接的に、周波数調整・需給バランス調整機能を具備した発電所等へ出力増を指令すること。中央給電指令所~発電所等間の通信設備等が必要となる。 尚、本要綱においては、別途指定する、「簡易指令システム」における指令についても、専用線オンライン指令に準じて取扱うことができることとし、“オンライン指令(ただし、簡易指令システムを用いたものを含む。)”と表記する。
系統連系技術要件	当社が維持・運営する電力系統に接続する電源等に求める技術的な要件。託送供給等約款の別冊にて規定。
需給バランス調整機能	発電機等が接続する電力系統の需給バランス調整を目的に、出力を増加または減少させるために必要な機能。
調整力ベースライン	DRを実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量を言い、当社託送供給等約款における損失率を考慮したものとする。
OP運転	事業者と事前に合意のうえ、定格出力を超えて発電すること。 (Over Power の略)

第4章 募集スケジュール

■平成30年度における入札公表から、落札者との電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kW）契約および電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kWh）契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、スケジュールは変更となる場合があります。

日程	ステップ	説明
7/2～ 8/1	①入札実施の公表 および意見募集	当社は、次年度分の電源Ⅰ 廠気象対応調整力を調達するための「電源Ⅰ 廠気象対応調整力募集要綱（案）」を策定し、入札募集内容を公表するとともに、要綱案の仕様・評価方法等について、意見募集を行います。応札者は、本要綱案を参照の上、各項目に対するご意見がございましたら、理由と併せて8/1までに専用メール宛にご意見をお寄せ下さい。
8/2～ 9/●	②募集要綱の確定	当社は、意見募集で頂いた意見や関係機関の検討状況等を反映した「電源Ⅰ 廠気象対応調整力募集要綱」を制定します。
9/●～ 11/●	③入札募集	当社は、入札募集を開始しますので、応札希望者は、本要綱に記載の応札方法のとおり入札書を作成し、11/●までに応札してください。
11/●～ 12/●	④落札候補者の選定	当社は、各応札内容に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札者を選定します。
12月上旬	⑤落札者決定、結果 公表	当社は、落札者決定後、入札結果を公表します。
12月上旬 ～2月下旬	⑥契約協議	当社は、落札者と電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kW）契約並びに電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kWh）契約に関わる協議を開始し、契約します。

第5章 募集概要

■募集内容および電源 I 〳 厳気象対応調整力が満たすべき要件は以下のとおりです。

募集容量	<ul style="list-style-type: none"> ●.●kW 	<ul style="list-style-type: none"> ■募集容量は、猛暑（厳寒）H1 需要に対する必要供給力から、平年H3 需要に対する必要供給力ならびに別途募集する「五島地域に立地していることが必要な電源」での調達量を差し引いた●.●万 kW（OP 運転分●万 kW を除く）といたします。 ■1 入札案件あたりの入札量は上記募集容量以下としてください。
電源 I 〳 厳気象対応調整力提供期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年間 	<ul style="list-style-type: none"> ■夏期及び冬期の厳気象時の需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、電源 I 〳 厳気象対応調整力提供期間を原則として、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとします。
対象電源等	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の系統に連系する、オンラインで発電等出力増可能な電源等 	<ul style="list-style-type: none"> ■当社の系統（離島除く）に連系する電源等（地域間連系線を経由して当社系統に接続するものを除く）で、当社から、オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）で発電等出力増可能な電源等といたします。 ■常時の周波数制御や即時の応答を必ずしも必要といたしません。 ■使用する燃料については、特に指定しませんが、電源 I 〳 厳気象対応調整力提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。 ■当社が指定する厳気象対応準備時間において、本要綱にて定める、当社の指令に応じた発電等出力増が実施（当該時間において、当社からの指令受信ではなく、調整の実施・発電等出力増の実施/継続ができることをいいます。）できることが必要です。 ■なお、厳気象対応準備時間を超えて、別途定める運転継続時間の発電等出力増の継続を求めるものではありません。 ■応札時点で営業運転を開始していない電源等、および当社とオンライン信号（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）の送受信を開始していない電源等の場合、電源 I 〳 厳気象対応調整力提供期間までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。また、電源 I 〳 厳気象対応調整力（kWh）契約において、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、契約期間開始までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。やむを得ず契約期間開始までに必要な対応工事・試験が完了していない場合の取り扱いについては、別途協議いたします。

入札単位	・原則、容量単位	<p>■入札は、原則として発電機等を特定し、容量単位で実施していただきます。ただし、DRを実施可能な需要者を集約し、各需要者の需要抑制を実施することにより、電力の供出を行なう場合は、複数の需要者をまとめて1入札単位とします。</p>
最低入札量	・1,000kW	<p>■ 最低入札量は1,000kWといたします。 ■ 入札量は、1kW単位で設定します。</p>
上限価格の設定	—	<p>■当社は入札kW単価(円/kW)について、上限価格を設定し、その価格以下の価格にて応札された入札案件を審査対象とします。</p>
設備要件	・信号	<p>■専用線オンライン(簡易指令システムを用いたものを除く)での応札の場合 応札対象の電源等については、需給バランス機能に必要な当社からの信号を受信する機能及び、必要な信号を当社へ送信する機能を具備していただきます。 当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」(JESZ0004(2016))への準拠が必要になります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。</p> <p>●受信信号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整実施 ※調整実施指令信号 <ul style="list-style-type: none"> ※当社からの発電等出力増指令(接点信号)を受信していただきます。また、原則、運転継続時間(4時間)に亘り調整を実施した後は、電源等により自主的に(各事業者における電源等の計画運転に)復帰していただきます。 <p>●送信信号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整実施了解 ※調整実施了解信号 <ul style="list-style-type: none"> ※当社からの受信信号に対する打ち返しとし、当社からの信号受信から調整実施までに相応の時間がある電源等については、調整実施了解の旨を、当社からの信号受信から遅滞なく調整実施可能な電源等については、調整完了の旨を、それぞれ通知いただくものとします。 <p>■簡易指令システムを用いたオンラインでの応札の場合 契約申込まいただく電源等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。</p> <p>●受信信号</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 調整実施 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 調整実施指令信号 <ul style="list-style-type: none"> 当社からの発電等出力増(または契約に応じて減)指令を受信していただきます。

		<p>(ロ) 調整実施指令変更信号 当社からの発電等出力増(または契約に応じて減)指令変更を受信していただきます。</p> <p>(ハ) 調整実施取消信号 当社からの発電等出力増(または契約に応じて減)指令取消を受信していただきます。</p> <p>●送信信号</p> <p>(a) 調整実施可否 ※調整実施可否信号 ※当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものとします。 なお、当該機能について、事業者は電力システムのセキュリティ設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン Ver1.1」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。</p> <p>通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠します。</p> <p>OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile (Rev1.0) およびデマンドレスポンス・インタフェース仕様書第1.1版を参照してください。</p> <p>ただし、「簡易指令システム」において、電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体及び送受信装置に接続する設備(または需要家)から供出される電力の合計が100万kW以下になるように(複数の伝送媒体および送受信装置に分割するなど)していただく必要があります。</p>
--	--	--

運用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ■平日時間において、電源Ⅰ 厳気象対応調整力を提供させていただきます。また、平日時間以外の時間においても、当社から電源Ⅰ 厳気象対応調整力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な範囲でその指令に応じていただきます。なお、落札後の契約協議が整った場合には、本運用要件の範囲内において、当社は、当社エリア以外を含む需給調整コスト低減のために電源Ⅰ 厳気象対応調整力を活用いたします。 ■電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供可能時間に制約のある場合は、その範囲内といたしますが、所定の計算方法で算定して落札者決定過程で評価いたします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の指令から3時間以内に発電等出力増可能 	<ul style="list-style-type: none"> ■当社が、平日時間での発電等出力増を判断した場合、当該調整実施の3時間(※)前に当社が送信する指令を受信し、当該信号受信の3時間(※)後に、電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力の調整が可能であることが必要です。ただし、電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kWh)契約に代わり、電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結いただける場合は、あらかじめ当社からの起動指令を受けて、系統並列している状況を前提といたします。 ※当社からの指令受信と、調整実施までの時間については、3時間を最長とし、応札者が応じることのできる時間を、応札時に、指定いただきます。 ■指令から調整実施までの時間が短い電源等の場合、当日の気温上昇度・需要の伸び具合・需給ひっ迫の度合いなどを、調整実施の直前まで見極めた上での発動回避が可能になるなど、運用の柔軟性が増すことに鑑みて、落札者決定過程において評価を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・原則4時間継続提供可能 	<ul style="list-style-type: none"> ■当社の指令に応じて調整実施して以降、4時間以上にわたり発電等出力増の継続が可能であることが必要です。ただし、調整実施後4時間以内に、当社から復帰指令を行った場合は、可能な範囲でその指令に応じていただきます。 ■運転継続可能時間が4時間に満たないものは、所定の計算方法で算定して落札者決定過程で評価いたします。

<p>運用要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検、補修作業時期調整の応諾 	<p>■作業等による計画停止の時期は、厳気象発生月（夏期・冬期）の平日を避けて計画して下さい。また、他の契約電源等の作業との重複等を避けるため、当社が定期点検、補修作業時期の調整を希望する場合、これに応じていただきます。</p> <p>※厳気象発生月の平日については、下表を参照してください。</p> <p>凡例: 平日 平日以外</p> <p style="text-align: center;">平成31年度 (2019年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="7">2019年 4月</th> <th colspan="7">2019年 5月</th> <th colspan="7">2019年 6月</th> </tr> <tr> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td> </tr> <tr> <td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> <td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td> <td></td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> </tr> <tr> <td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td> <td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td> <td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td> <td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td> </tr> <tr> <td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td> <td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td> <td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td> </tr> <tr> <td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td> <td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="7">厳気象発生月 2019年 7月</th> <th colspan="7">厳気象発生月 2019年 8月</th> <th colspan="7">厳気象発生月 2019年 9月</th> </tr> <tr> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td> </tr> <tr> <td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> <td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td> <td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> </tr> <tr> <td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td> <td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> <tr> <td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td> <td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td> <td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td> <td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="7">2019年 10月</th> <th colspan="7">2019年 11月</th> <th colspan="7">厳気象発生月 2019年 12月</th> </tr> <tr> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td> </tr> <tr> <td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td></td> <td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td> <td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> </tr> <tr> <td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td> <td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> <tr> <td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td> <td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td> <td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td> <td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="7">厳気象発生月 2020年 1月</th> <th colspan="7">厳気象発生月 2020年 2月</th> <th colspan="7">2020年 3月</th> </tr> <tr> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td> <td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td> <td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td> <td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> </tr> <tr> <td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td> <td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> <tr> <td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td> <td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td> <td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td> <td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	2019年 4月							2019年 5月							2019年 6月							日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4		2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	23	24	25	26	27	28	29	28	29	30					26	27	28	29	30	31		30								厳気象発生月 2019年 7月							厳気象発生月 2019年 8月							厳気象発生月 2019年 9月							日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		1	2	3	4	5	6				1	2	3		1	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31	29	30						2019年 10月							2019年 11月							厳気象発生月 2019年 12月							日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		1	2	3	4	5						1	2			1	2	3	4	5	6	7	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	29	30	31					厳気象発生月 2020年 1月							厳気象発生月 2020年 2月							2020年 3月							日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				1	2	3	4					1				1	2	3	4	5	6	7	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	13	14	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	15	16	17	18	19	20	21	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	22	23	24	25	26	27	28	26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	29	30	31				
2019年 4月							2019年 5月							2019年 6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4		2	3	4	5	6	7	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	9	10	11	12	13	14	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	16	17	18	19	20	21	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	23	24	25	26	27	28	29																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
28	29	30					26	27	28	29	30	31		30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
厳気象発生月 2019年 7月							厳気象発生月 2019年 8月							厳気象発生月 2019年 9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	1	2	3	4	5	6				1	2	3		1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31	29	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2019年 10月							2019年 11月							厳気象発生月 2019年 12月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	1	2	3	4	5						1	2			1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	29	30	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
厳気象発生月 2020年 1月							厳気象発生月 2020年 2月							2020年 3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			1	2	3	4					1				1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	13	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	15	16	17	18	19	20	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	22	23	24	25	26	27	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	29	30	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<ul style="list-style-type: none"> 計画等の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 計画等の提出 	<p>■当社の求めに応じて契約電源等の発電等計画値 (DR を活用した契約者の場合は、需要家毎の内訳を含む) や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<ul style="list-style-type: none"> ゲートクローズ (GC) 前の指令 	<ul style="list-style-type: none"> ゲートクローズ (GC) 前の指令 	<p>■当社が3時間前 (もしくは、3時間以内で応札者が指定する時間) に、発電等出力増の指令を行なった場合も、当社託送供給等約款にもとづき提出される、バランシンググループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<ul style="list-style-type: none"> 系統事故時の計画変更 	<ul style="list-style-type: none"> 系統事故時の計画変更 	<p>■系統安定上の制約で契約電源等 (発電設備を活用した電源等に限る) の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<ul style="list-style-type: none"> トラブル対応 	<ul style="list-style-type: none"> トラブル対応 	<p>■不具合の発生時には、すみやかに当社へ連絡の上、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<ul style="list-style-type: none"> 電源 I 厳気象対応調整発動可能回数 	<ul style="list-style-type: none"> 電源 I 厳気象対応調整発動可能回数 	<p>■電源等の状況・都合により、平日時間の電源 I 厳気象調整を実施する回数に制限を設けることを希望される電源等については、応札時に申し出て頂きます。ただし、</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

		<p>当該発動可能回数は12回以上とします。(発動可能回数に達するまでは、平日時間においては、当社の指令に応じた発電等出力増を実施していただきます。なお、当社からの指令および要請は、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があります。また、発動可能回数を超過する場合においても、当社から電源Ⅰ「厳気象対応調整力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な範囲でその指令に応じていただきます。</p>
目的外活用の禁止	—	<p>■契約者は、当社の承諾を得た場合を除き、電源Ⅰ「厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等の電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外に活用しないこととしていただきます。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的信頼性 	<p>■応札していただく電源等については、発電等実績を有すること、DR事業者であればDR実績(DR実証試験による実績を含む)を有すること、または運転実績を有する者の技術支援等により、電源Ⅰ「厳気象対応調整力の供出を確実に行ううえでの技術的信頼性を確保していただきます。</p> <p>■設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出。 ・当社からの、オンライン指令(ただし、簡易指令システムを用いたものを含む)による性能確認試験の実施。 ・現地調査、及び現地試験。 ・その他、当社が必要と考える対応。 <p>■電源Ⅰ「厳気象対応調整力提供期間において、定期点検の結果等により、契約電源等の機能等に変更があった場合は、適宜、当社に連絡していただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・電源等が準拠すべき基準 	<p>■応札していただく電源等については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。</p>

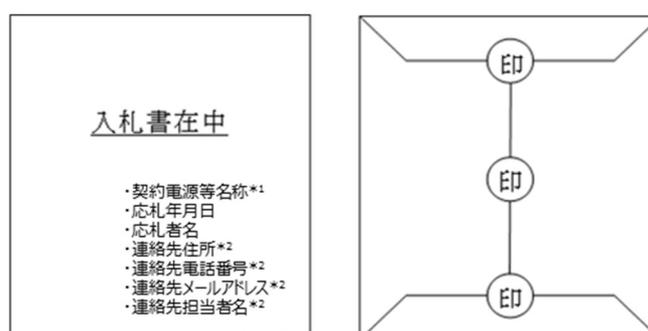
第6章 応札方法

■ 応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出して下さい。

1 入札書の提出

ア 提出書類	様式1『入札書』および添付書類
イ 提出方法	入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ持参してください。
ウ 提出場所	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力株式会社 送配電カンパニー 電力輸送本部 運用計画グループ
エ 募集期間	平成30年9月●日（●）～平成30年11月●日（●） ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。 ・提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いします。 <ご連絡先> 九州電力株式会社送配電カンパニー電力輸送本部 運用計画グループ 電話：092-761-3031（代表）
オ 入札を無効とするもの	・記名捺印のないもの ・提出書類に虚偽の内容があったもの

・入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



※1 同一のアグリゲータが複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。（例）〇〇A、〇〇B

※2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

2 入札書への添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。

なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

- (1) 入札書（様式1）
- (2) 応札者の概要（様式2）
- (3) 電源等の仕様（様式3-1、3-2、3-3）
- (4) 電源等の運転実績について（様式6）
- (5) 運用条件に関わる事項（様式7）
- (6) 入札書に押捺した印章の印鑑証明書

3 総合評価用単価の算定方法

総合評価用単価は、応札者が以下の方法で算定し、入札書類として提出するものといたします。

(1) 基本的な考え方

- ・総合評価用単価は、当社からの指令にもとづき契約電源等が発電を行うか否かに関わらず生じる費用と、当社からの指令にもとづき契約電源等が発電等を行った場合に係る費用にもとづく価格の双方を総合的に評価し、算定した値といたします。
- ・入札 kW 価格[円]、上限電力量単価[円/kWh]は応札者にて設定してください。
- ・入札 kW 単価[円/kW]は、以下の算式のとおり算定してください。
入札 kW 単価 = 入札 kW 価格 ÷ 電源 I ㄱ 廠気象対応調整力契約電力(送電端値)
- ・評価用 kW 単価、評価用 kWh 単価および総合評価用単価は、「第7章 評価および落札者決定の方法 [ステップ1]」のとおり算定してください。

※入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。

※公租公課における事業税相当額については、以下のとおりとしてください。

- ・応札者が所得課税となる場合は、入札 kW 価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めてください。
- ・応札者が収入課税となる場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしますので、入札 kW 価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めないでください。

4 その他

1 入札案件につき、1式の入札書として提出してください。

(青字：記載例)

(1) 入札書 (様式1)

平成●●年●月●日

入札書

九州電力株式会社

送配電カンパニー社長 山崎 尚殿

会社名 ●●株式会社

代表者氏名 ●●●● 印

九州電力株式会社が公表した「平成30年度電源I 〳 廠気象対応調整力募集要綱」を承認し、以下のとおり入札いたします。

1 発電機またはアグリゲーターの所在地および契約電源等の名称	●●県●●市●●番 ●●発電所●号機
2 電源I 〳 廠気象対応調整力契約電力 (送電端値)	●キロワット
3 入札 kW 価格	●円
4 入札 kW 単価	1 キロワットあたり ●円 ●銭
5 上限電力量単価	1 キロワット時あたり ●円 ●銭
6 総合評価用単価	1 キロワットあたり ●円 ●銭
評価用 kW 単価	1 キロワットあたり ●円 ●銭
運転継続時間	●時間連続可能
電源I 〳 廠気象対応調整力提供可能時間	●時～●時 (廠気象対応準備時間 (9時～20時) の間)
評価用 kWh 単価	1 キロワットあたり ●円 ●銭
7 非価格要素評価	合計 ●ポイント 加点項目 (加点要素1) ●ポイント
8 当社からの指令方法	専用線オンライン 簡易指令システムを用いたオンライン (該当するものを○ (マル) で囲む)
9 指令受信から調整実施までの時間	●分 (3時間 (180分) 以内)
10 廠気象対応調整発動可能回数	●回 (12回以上)
11 一部切出しが可能な場合の調整契約電力 ※1	調整契約電力 (送電端値) ※2 ●キロワット～●キロワット ●キロワット～●キロワット ●キロワット～●キロワット

12 他の応札との関係		重複入札	複数入札
	電源 I 周波数調整力		
	電源 I 需給バランス調整力		
(該当するものに○ (マル) をつけてください。)			
13 計量器の有無 ※3	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 申請中 (該当するものを○ (マル) で囲んでください。)		

- ※1 落札者の決定にあたり、募集容量に達する、もしくは超過するまでの年間の調達費用の合計をなるべく小さくするために、本来の応札（2項に記載する電源 I 一般気象対応調整力契約電力での応札）の一部のみでの落札についても、許容いただける応札者については、許容いただける契約電力（これを「調整契約電力」といいます。）についても記載いただければ、それら内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札（同上）の落札可否に影響するものではありません。また、契約電力以外の内容については、入札書に記載されている本来の応札のそれと同じとします。詳細は、「第7章評価および落札者決定の方法」〔ステップ5〕落札者の決定」を参照願います。
- ※2 調整契約電力については、幅（●kW 以上～●kW 未満）で記載いただいてもかまいません。その場合、調整契約電力については、1kW 単位で取り扱うものとします。（本項目に記載の調整契約電力を用いて落札案件となった入札 kW 価格は調整契約電力×入札 kW 単価で求まるものといたします。）
- ※3 DR を活用して契約される場合は、約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるかを記載願います。なお、アグリゲーターが集約する需要家等において1件でも計量器の取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を○ (マル) で囲んでください。

(2) 応札者の概要 (様式2)

応札者の概要

会 社 名	●●株式会社
業 種	●●
本 社 所 在 地	●●県●●市●●町●●番
設 立 年 月 日	19●●年●●月●●日
資 本 金 (円)	●, ●●●
売 上 高 (円)	●, ●●●
総 資 産 額 (円)	●, ●●●
従 業 員 数 (人)	●, ●●●
事 業 税 課 税 標 準	<input checked="" type="radio"/> 収入課税 ・ <input type="radio"/> 所得課税

(作成にあたっての留意点)

- ・業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- ・契約主体が、合弁会社の場合や落札後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、あわせて会社概要を示した資料(パンフレット等)を添付してください。
- ・資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値(単独決算ベース)を記入してください。
なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- ・応札者が適用する事業税課税標準について、○(マル)で囲んでください。

(3) 電源等の仕様 (様式3-1)

電源等の仕様 (火力発電機)

- 1 発電機の所在地
 - (1) 住所 ○○県○○市○○町○○番○
 - (2) 名称 ○○火力発電所○号発電機

- 2 営業運転開始年月日 平成元年6月30日

- 3 使用燃料・貯蔵設備等 (発電所単位で記載)
 - (1) 種類 LNG
 - (2) 発熱量 44.7×10^6 (kJ/t)
 - (3) 燃料貯蔵設備 総容量 100.0 千 (kl)
タンク基数 6 基
備蓄日数 10 日分 (100%利用率)
 - (4) 燃料調達計画

- 4 発電機
 - (1) 種類 (発電方式) コンバインドサイクルガスタービン
 - (2) 定格容量 800,000kVA
 - (3) 定格電圧 25kV
 - (4) 連続運転可能電圧(定格比) 97%~103%
 - (5) 定格力率 90%
 - (6) 周波数 60Hz
 - (7) 連続運転可能周波数 58.5Hz~60.5Hz

- 5 熱効率、所内率
 - (1) 発電端熱効率 38.8% (HHV)
 - (2) 送電端熱効率 37.2%
 - (3) 所内率 4.0%

○発電機の性能 (発電機容量、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能 (オンライン (ただし、簡易指令システムを用いたものを含む) での応札者に限る)) を証明する書類の添付が必要。

(3) 電源等の仕様 (様式 3-2)

電源等の仕様 (水力発電機)

- 1 発電機の所在地
 - (1) 住所 ○○県○○市○○字○○番○
 - (2) 名称 ○○水力発電所○号発電機

- 2 営業運転開始年月日 平成 7 年 11 月 30 日

- 3 最大貯水容量 (発電所単位で記載) 9,000 (10³m³)

- 4 発電機
 - (1) 種類 (形式) 揚水式
 - (2) 定格容量 279,000kVA
 - (3) 定格電圧 13.2kV
 - (4) 連続運転可能電圧 (定格比) 97%~103%
 - (5) 定格力率 90%
 - (6) 周波数 60Hz
 - (7) 連続運転可能周波数 58.5Hz~60.5Hz

- 5 所内率 4.0%

○発電機の性能 (発電機容量、厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能 (オンライン (ただし、簡易指令システムを用いたものを含む) での応札者に限る)) を証明する書類の添付が必要。

(3) 電源等の仕様 (様式3-3)

電源等の仕様 (DRを活用した電源等)

1 事業者 (アグリゲーター(当社中央給電指令所から実際に指令を受ける箇所)の所在地・名称)

(1) 住所 ○○県○○市○○字○○番○

(2) 名称 ○○

2 需要抑制により生じる供給力の提供先

本要綱に基づく一般送配電事業者への提供のみを実施する

・一般送配電事業者以外の小売事業者へも提供する

(該当するものを○ (マル) で囲んでください)

3 電源等の設備一覧 (アグリゲーターが集約する需要家等の一覧)

電源等の名称	●●
住所	●●●●県●●●●市●●●●字●●●●番
供出電力 (kW) ※1	●●
供給地点特定番号	●●
電源等種別 ※2	(自家発等) 電源 ・ <input checked="" type="radio"/> 需要抑制
具体的方法	工場ラインの一部停止
契約者からの指示手段	電話連絡・運転員手動遮断
電源設備または 負荷設備の仕様	受電電圧：●kV 電源の場合：発電設備の仕様、起動カーブ等 需要抑制の場合：負荷設備の容量、制御方法等
計量器の有無 ※3	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 申請中

(作成にあたっての留意点)

○電源等が複数の場合は、欄を追加の上、記載してください。

○契約電力を変更しないことを前提に落札者選定後の需要家の追加、差し替えは可能とします。

※1 供給電力 (kW) が、電源設備または負荷設備の容量 (送電端値) 以下であることが必要です。

同一の設備 (または需要家) を他の契約と共有する場合は、それらの供出電力 (kW) と供出電力量 (kWh) が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの契約への供出電力 (kW) の合計値が、当該設備 (または需要家) 容量 (送電端値) 以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備 (または需要家) からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるものを当社の通知の翌日から起算して5営業日以内に提出願います。(様式は問いません。)

同一設備 (または需要家) を共有する他の契約にも同様の資料を提出いただいた上で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合は (それぞれの契約での当該設備 (または需要家) からの調整力供出 (電力 (kW) / 電力量 (kWh)) の現実性が確認できない場合は、当該設備 (または需要家) を契約内容として勘案しません。(需要家等の対象から除外します。))

※2 該当するものを○ (マル) で囲んでください。

※3 約款に基づく計量器の有 (ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。)、もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを「申請中」のいずれか一方を○ (マル) で囲んでください。

(4) 電源等の運転実績について (様式6)

電源等の運転実績について

○電源 I ㄱ 廠気象対応調整力を供出する電源等の運転実績 (前年度以前実績) について記入してください。(DRを活用して契約を希望される場合、当社との瞬時調整契約の実績や、過年度の調整力契約実績、DR実証事業^{※1}などへの参画実績等を記載ください。)

- ※1 一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が公募した H26 年度次世代エネルギー技術実証事業費補助金 (補正予算に係るもの) のうち、「C. エネルギーマネジメントシステムの構築に係る実証事業、C-1. ネガワット取引に係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証」、一般財団法人エネルギー総合工学研究所が公募した (H28 年度) バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B. 高度制御型ダイヤモンドリスポンス実証事業、B-1. 一般送配電事業者が活用するネガワット取引の技術実証」、および、(H29 年度) バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業、A 事業. VPP 構築実証事業」、一般社団法人環境共創イニシアチブが公募した (平成 30 年度) 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1. VPP アグリゲーター事業」を指します。

- ※2 運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに発電機等の試験成績書を提出してください。

設備運転実績

電源等名称	●●発電所
出力/総使用量	●●, ●●●キロワット
営業運転開始年月	昭和 ●●年 ●●月
運転年数	●●年 ●●ヶ月 (平成●●年●●月末時点)
総発電電力量/総使用量	●●, ●●●●キロワット時 (平成●●年●●月末時点)
設備利用率 ^{※3}	約●●%

- ※3 DRを活用して応札される場合は、記載不要です。

DRにおける瞬時調整契約等の実績

DR 実績	契約 (実証参画) 期間
●●	●●年●●月～●●年●●月
▲▲	▲▲年▲▲月～▲▲年▲▲月
■■	■■年■月～■年■月

- ※4 複数の DR 実績が該当する場合は、それぞれについて記載するとともに、当該契約または実証事業参画のエビデンスを添付してください。

○定期検査の実績について記入してください。

○契約申込された電源 I ㄱ 廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。

ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。

また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。

(5) 運用条件に関わる事項 (様式7)

運用条件に関わる事項

運 転 継 続 時 間	※運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。
計 画 停 止 の 時 期 お よ び 期 間 等	<p>※契約期間内における定期検査等、停止（電源 I へ 厳気象対応調整力を提供できない）の時期や、その期間を記入してください。また、実施時期を限定する必要がある場合は、その旨についても記入してください。</p> <p>※定期検査等の他に、設備都合による作業停止や出力抑制が必要な場合は、実施インターバル、期間および内容について記入してください。</p> <p>※尚、本内容は、4 項「計画停止」の妥当性を確認する為のものであり、本入札書類をもって、仮に落札・契約した場合の停止計画を確認・了承するものではありません。</p> <p>停止計画については、契約成立後（または契約協議の中で）、本募集要綱第 8 章 1（9）に基づき、改めて提出いただくと共に、調整させていただきます。</p>
運 転 管 理 体 制	※当社からの指令や連絡に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。
給電指令対応システム	※当社からの指令に応じるためのシステム概要（オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）について記入してください。（信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、DR を活用して応札される場合は、アグリゲーターが当社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行うまでの方法も含めて記載してください。）
そ の 他	※その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約等）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、ご記入ください。

第7章 評価および落札者決定の方法

- 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。
- 本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象とします。
- 応札いただく契約電力は、設備容量（発電機であれば定格電力、DR 設備であれば需要抑制により供出可能な電力）の範囲内においてのみ有効といたします。設備容量を超過していたことが明らかとなった場合は、当該応札は無効とします。複数の応札者が同一の設備（需要家）を重複して用いて応札しているおそれがある場合、当該設備（需要家）を用いた全応札者に対し、その旨を通知し、当該設備（需要家）の妥当性を確認させていただくことがありますので、当該設備（需要家）の情報が全応札者に通知される旨を理解・承諾させた上で応札願います。当社からの通知の翌日から起算して5営業日以内に回答がない場合、または、重複がないことの妥当性が確認できない場合は、当該設備（需要家）を応札内容の内訳として勘案しないこととし、その上で、契約電力が設備容量を超過していた場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札は無効といたします。
- 以下の評価方法により、落札者を決定します。

[ステップ1] 総合評価用単価（評価用 kW 単価、評価用 kWh 単価）の算定

- ✓ 入札書に記載された入札 kW 単価[円/kW]、運転継続時間[時間]、電源 I 〳 廠気象対応調整力提供可能時間[時間]、上限電力量単価[円/kWh]を基に、総合評価用単価[円/kW]を算定します。

$$\begin{aligned} \text{評価用 kW 単価} &= \text{入札 kW 単価[円/kW]} \times \frac{\text{運転継続可能時間(4 時間)}}{\text{運転継続時間}^{\ast 1}} \\ &\quad \times \frac{11 \text{ 時間}}{\text{電源 I 〳 廠気象対応調整力提供可能時間}^{\ast 2}} \\ \text{評価用 kWh 単価} &= \text{上限電力量単価[円/kWh]} \times \text{想定発動回数 (3.6 回/年)} \\ &\quad \times \text{運転継続可能時間 (4 時間)} \\ \text{総合評価用単価} &= \text{評価用 kW 単価} + \text{評価用 kWh 単価} \end{aligned}$$

※1 運転継続時間が4時間を超過する場合は、4時間とする

※2 電源 I 〳 廠気象対応調整力提供可能時間が11時間を超過する場合は、11時間とする

[ステップ2] 価格要素評価点の算定

- ✓ 価格要素評価配点は●点とします。
- ✓ 応札者の中で最も安価な総合評価用単価[円/kW]（以下、基準入札単価という）を基準として、次式にて相対評価し、価格要素評価点（小数点以下第1位を四捨五入）を算定します。

$$\text{価格要素評価点} = \frac{\text{基準入札単価}}{\text{総合評価用単価}} \times \text{価格要素評価配点 (●点)}$$

[ステップ3] 非価格要素評価点の算定

- ✓ 非価格要素評価配点の合計は●点とします。
- ✓ 次の非価格要素について評価を行い、非価格要素評価点を算定します。
 （加点要素1）+●点：指令から調整までの時間が短い（1時間未満）もの

[ステップ4] 総合評価点の算定

- ✓ステップ2で算定した価格要素評価点とステップ3で算定した非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い応札者から順位を決定します。なお、総合評価点が高点の場合は、価格要素評価点が高い応札者を評価順位の上位とします。
- ✓順位決定において、価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る応札者があった場合、経済的要素での適正な評価を行う観点から、以下の方法により応札者の順位を決定します。
 - (1) 総合評価点が高い応札者を評価順位1位とし、当該案件を除く応札者において、ステップ2の価格要素評価点の再算定(基準入札単価の補正)を行い、非価格要素評価点との合計を総合評価点とし、総合評価点が高い応札者から評価順位2位以降の順位を決定します。
 - (2) 上記の「基準入札単価の補正」後も価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る応札者があった場合は、「基準入札単価の補正」を繰り返し、総合評価点が高い応札者から順位を決定します。

[ステップ5] 落札者の決定

- ✓ステップ4で決定した評価順位の上位の入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札者として選定します。ただし、運転継続時間が運転継続可能時間(4時間)未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値を、また、電源Ⅰ「厳気象対応調整力提供可能時間が1日のうち11時間未満の場合は応札量を11時間で除して電源Ⅰ「厳気象対応調整力提供可能時間を乗じた値を、応札量としてみなします。
- ✓上記により選定した落札案件を除いた残りの入札案件においては、応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ4の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点としてみなし、最も総合評価点が高い落札者を選定いたします。この際、入札書(様式1)の項目11に記載の調整契約電力による応札も含めて、対象を選定します。

[ステップ6] 契約協議

- ✓落札者は、当社と添付する電源Ⅰ「厳気象対応調整力(kW)契約書および電源Ⅰ「厳気象対応調整力(kWh)契約書(または、電源Ⅱ周波数調整力契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書)を締結していただきます。また、必要に応じ、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約書(kW/kWh)に付帯する文書等を協議により締結していただきます。

第8章 契約条件

1. 主たる契約条件は以下のとおりです。詳細については、募集にあわせて公表する電源 I 〳 廠気象対応調整力契約書 (kW/kWh) を確認願います。なお、本章の記載と電源 I 〳 廠気象対応調整力契約書 (kW/kWh) が相違する場合は電源 I 〳 廠気象対応調整力契約書 (kW/kWh) の記載を優先します。

(1) 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年間 	<p>電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kW/kWh) 契約期間は、原則として、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。</p> <p>なお、当社との契約準備が整い次第、電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kW) 提供開始日を平成 31 年 4 月 1 日よりも早める協議をさせていただく場合があります。なお、協議が整った場合においては、電源 I 〳 廠気象対応調整力 (kW) 提供開始日は協議により定めた日といたします。</p>
(2) 基本料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札 kW 価格を月毎に分けて支払い (翌月払い。ただし、3 月分については、翌々月払いといたします。) 	<p>イ 入札 kW 価格 (= 入札 kW 単価 (円/kW) に電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力を乗じた額) を基本料金とする。なお、支払い方法については、契約月数 (原則 12 ヶ月) で除して、月毎に分けて精算するものとします。</p> <p>ロ 端数は年度末の 3 月分で調整するものといたします。</p>
(3) 従量料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社指令に応じて運転したことに伴う料金については、キロワット時調整費用を各月毎に支払い 	<p>イ 契約者は、出力上げ調整単価、下げ調整単価 (下げ調整に応じていただける契約者に限り) の単価表を定期的に提出していただきます。ただし、単価については燃料費等のコストを勘案した設定としてください。</p> <p>ロ 当社指令による上げ調整費用 (上げ調整量×上げ調整単価)、下げ調整費用 (下げ調整量×下げ調整単価) (下げ調整に応じていただける契約者に限り) に係る料金を各月毎に、調整力を提供した翌々月に精算します。</p> <p>ただし、上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価は、契約者からの申出単価を使用しますが、入札時に応札者が申し出た上限電力量単価を上限値とします。(下げ調整に応じていただける契約者の下げ調整単価も同様です。)</p> <p>また、当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動 (発電等出力減) となっている場合、当該時間帯のインバランス単価を用い、(下げ応動量×インバランス単価) で算出される料金により精算を行います。</p> <p>同様に、下げ調整に応じていただける契約者において、当社からの下げ指令にも関わらず、上げ応動 (発電等出力増) となっている場合、料金精算は行ないません。</p>
<p>※ (2) (3) について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者が収入金課税となる場合、料金支払い時に事業税相当額を加算いたします。</p> <p>一方、支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。</p>		

<p>(4) 計量器</p>	<p>・原則として発電機毎に計量器を設置</p>	<p>DRを活用した契約を希望される場合は、当社託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。</p> <p>イ 原則として発電機ごとに記録型等計量器を取り付け、30分単位で計量を実施します。</p> <p>ロ 発電機ごとに計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施します。</p> <p>ハ 送電端と異なる電圧で計量を行なう場合は、別途協議により定めた方法により、計量値を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行ないます。</p> <p>ニ 計量器の取り付け・取り替えが必要な場合、計量器は当社が選定し、原則として、当社の所有として当社が取り付け・取り替えし、その工事費の全額を契約者から申し受けるものとします。</p>
<p>(5) 契約解除</p>	<p>・契約の遵守を著しく怠った場合、契約の解除が可能</p>	<p>イ 契約者または当社が、電源I⁺ 厳気象対応調整力 (kW) 契約に定める規定に違反した場合、契約者または当社は違反した相手方に対して、書面をもって電源I⁺ 厳気象対応調整力 (kW) 契約の履行を催告するものといたします。</p> <p>ロ 前項の催告を行なった後、7日を経過しても相手方が電源I⁺ 厳気象対応調整力 (kW) 契約を履行しなかった場合、契約者または当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、電源I⁺ 厳気象対応調整力 (kW) 契約を解除することができるものといたします。</p> <p>ハ 契約者または当社が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、電源I⁺ 厳気象対応調整力 (kW) 契約を解除することができます。</p> <p>(イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合</p> <p>(ロ) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合</p> <p>(ハ) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合</p> <p>(ニ) 公租公課の滞納処分を受けた場合</p>

(6) アグリゲーターの要件	<p>アグリゲーターが電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ アグリゲーターが当社指令に応じて電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供すること。 ロ アグリゲーターが供出する電源Ⅰ 廠気象対応調整力が 1,000kW 以上であり、かつ、アグリゲーターが複数の需要家を束ねて電源Ⅰ 廠気象対応調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が 1kW 以上であって、次のいずれにも該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制及び情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。 (ロ) 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。 (ハ) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者とアグリゲーターとの間で、適切な契約がなされていること。 ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。 <p>二 電源Ⅰ 廠気象対応調整力の算定上、需要場所が当社託送供給等約款 29 (計量) (4) (技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情があって、計量器をとりつけない事業者等) に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ホ アグリゲーターが、需要家に当社の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。 ヘ 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が、当社託送供給等約款附則11 (契約の要件等についての特別措置) の適用を受けていないこと。 	
(7) 目的外利用の禁止	<p>契約電源等のうち、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力分については、あらかじめ定める定期点検等の期間を除き、厳気象対応準備時間 (9時~20時) において、当社の指令に従った運転および待機が必要であるため、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供の目的以外に活用しないことといたします。</p>	
(8) 運用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・運用要件の遵守 	<p>契約者は、契約電源等について本要綱第 5 章に定める運用要件ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kW) 契約書および電源Ⅰ 廠気象対応調整力 (kWh) 契約書 (または、これに替わって締結する電源Ⅱ 周波数調整力契約書もしくは電源Ⅱ 需給バランス調整力契約) における運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。</p>

(9) 停止計画	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検等の停止計画の提出および調整 	<p>イ 契約者は、当社が定める期日までに契約電源等の停止計画の案を当社に提出していただきます。</p> <p>ロ 他の契約電源等の停止計画との重複を避けるため等、当社が停止時期の変更を希望した場合、停止計画の調整に応じていただきます。</p> <p>ハ 契約者は、厳気象発生月においては、毎週火曜日までに、電力の供出可能量（発電設備であれば発電可能量、DR を活用した設備であれば抑制効果量）を当社に提出していただきます。</p> <p>なお、厳気象発生月以外においても当社からの要請にもとづき、翌週の供出可能電力を提出していただきます。ただし、電力の供出可能量に変更がない場合、当社にその旨を連絡のうえ、提出は不要といたします。</p>
(10) 停止日数	<ul style="list-style-type: none"> 計画停止、計画外停止 	<p>イ 平日時間において、契約電源等の設備トラブルや定期点検等、当社の責とならない事由で電源Ⅰ「厳気象対応調整力の一部でも当社に提供できなくなった日（契約電力未達時割戻料金を適用した日や天変地異等やむを得ない事由による場合を除きます。）を原則として、停止割戻料金算定に用いる停止日数といたします。</p> <p>ロ 停止日数には、出力一定作業や並解列の制約および揚水発電所における揚水機能の制約等を含みます。これらは、作業停電伝票にて実施を確認するため、該当する場合は作業停電伝票を発行していただきます。</p> <p>ハ なお、前日 12 時まで電源Ⅰ「厳気象対応調整力を供出可能な代替電源等（本要網にて定める条件を満たしていること、別途当社と電源Ⅱ周波数調整力契約、または電源Ⅱ需給バランス調整力契約、もしくは電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kWh) 契約を締結していること、および電源Ⅰ周波数調整力契約、電源Ⅰ「厳気象対応調整力 (kW) 契約を締結していないこと、以上を全て満たすことが必要です。）を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することといたします。なお、差替えた設備に対して追加費用のお支払いはいたしません。</p> <p>ニ 設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の計画外停止の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。</p>

<p>(11) ペナルティ</p>	<p>・ 契約電力未達時割戻料金</p>	<p>イ 平日時間において、契約電源等の設備トラブルや契約外の補修等、当社の責とならない事由で、当社から発動指令を発したにもかかわらず運転継続時間（運転継続時間が4時間以上の場合は4時間といたします。）において、契約者が提供した30分単位のコマごとの電力量（以下「調整電力量」といいます。）が電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を2で除した値に達しない場合は、契約電力未達時割戻料金を算定し、翌月分の基本料金から割引くものといたします。（詳細は電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kW）契約書（またはその付帯文書）にて取り決めます。）なお、契約電力未達時割戻料金については、30分単位のコマごとに契約電力未達度合いを算出したうえで算定するものとし、契約電力未達時割戻料金を算定する際の「電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力」および「本項ロで定義する一部供出電力」は30分単位の値として2で除した値といたします。</p> <p>ロ 停止割戻料金の算定式</p> <p>契約電力未達時割戻料金</p> $= \frac{(30 \text{ 分単位のコマ数}(1 \text{ コマ}) \times \text{未達度合い}) \text{の各コマ合計}}{\text{発動回数}^{\ast 1} \times \text{運転継続時間の } 30 \text{ 分コマ数}} \times \text{基本料金} \times 1.5$ <p>未達度合い</p> $= \frac{\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力} - \text{調整電力量}^{\ast 2}}{\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力}}$ <p>ただし、事前に電源Ⅰ 廠気象対応調整力（kW）契約電力の一部でも供出可能（代替設備等による供出を含み、以下「一部供出電力」といいます。）の申し出があり、当社がそれを認めた場合については、当該30分単位のコマに対しては以下の式を用いて未達度合を算定いたします。</p> <p>未達度合い（申し出後）</p> $= \frac{\text{一部供出電力} - \text{調整電力量}^{\ast 3}}{\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力}} + \frac{\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力} - \text{一部供出電力}}{\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力}}$ <p>※1 ただし、運用要件に定める最低発動回数の12回を最低値といたします。</p> <p>※2 調整電力量 < 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力 × 0.9 の場合は0、調整電力量 > 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力 × 0.9 の場合は電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を上限といたします。</p>
-------------------	----------------------	--

		<p>※3 調整電力量<一部供出電力×0.9の場合は0、調整電力量>一部供出電力×0.9の場合は一部供出電力を上限といたします。</p>
	<p>・ 停止割戻料金</p>	<p>イ 停止日数に応じて、以下の算定式より停止割戻料金を算定し、年度末の3月分の基本料金から割り引くものといたします。</p> <p>ロ 超過停止割戻料金の算定式</p> <p>停止割戻料金</p> $= \frac{\text{厳気象発生月の平日停止日数}}{\text{当該年度の厳気象発生月の平日数合計}} \times \text{基本料金}$ <p>※ ただし、一部供出電力の申し出があり、当社がそれを認めた場合は、停止割戻料金算定上の停止日数について、以下の算出式により修正したうえで合計いたします。</p> <p>修正後の停止日数</p> $= \text{修正前の停止日数}$ $\times \frac{\text{電源I} \text{ 厳気象対応調整力契約電力} \times \frac{\text{運転可能時間}}{4 \text{ 時間}} - \frac{\text{一部供出電力} \times \frac{\text{一部供出電力の運転可能時間}}{4 \text{ 時間}}}{\text{電源I} \text{ 厳気象対応調整力契約電力} \times \frac{\text{運転可能時間}}{4 \text{ 時間}}}$ <p>ハ 上記による「契約電力未達時割戻料金」と「停止割戻料金」の合計額は、年間の基本料金以下といたします。</p>

第9章 その他

1. 上げ単価・下げ単価の設定について

(1) 電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kW) 契約に併せて電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kWh) 契約を締結した契約者は、申出単価 (当社の指令に応じるキロワット時対価) をあらかじめ提示してください。

イ 発電設備を活用した応札者の場合

精算時は、ゲートクローズ時点の計画値と実績との差分電力量に以下のキロワット時対価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) を乗じて対価を算定します。

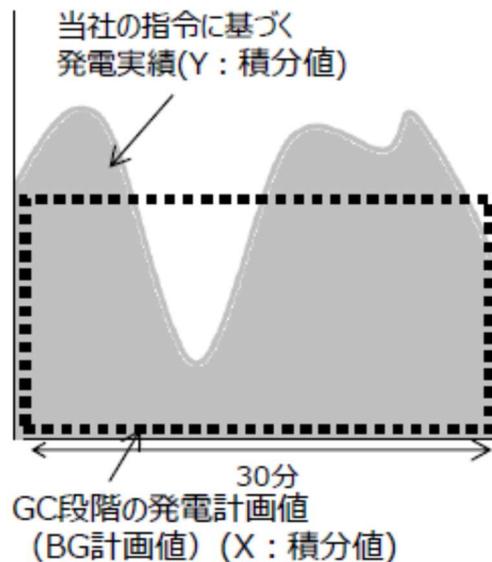
- ⎧ V1: 上げ調整を行った場合の増分価格 (円/kWh) を設定
- ⎧ V2: 下げ調整を行った場合の減分価格 (円/kWh) を設定

ロ DRを活用した応札者の場合

精算時は、実績電力量に当社託送供給等約款における損失率を考慮したものと調整力ベースラインとの差分に、以下のキロワット時対価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) を乗じて対価を算定します。

- ⎧ 調整力ベースライン: 当社の託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(H29. 11. 29 資源エネルギー庁改定) における標準ベースラインや発電等計画値等*を踏まえ、電源 I 〳 厳気象対応調整力 (kWh) 契約の中で、個別に協議し、その設定方法を取り決めます。(*例えば「DR実施日の直近5日間 (DR実施当日は含みません。) のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間 (High 4 or 5) の需要データ (平日実施の場合はすべて平日のデータとします。) を当日調整したもの」等)
- ⎧ V1: 上げ調整を行った場合の増分価格 (円/kWh) を設定
- ⎧ V2: 下げ調整を行った場合の減分価格 (円/kWh) を設定

(2) 申出単価 (当社の指令に応じるキロワット時対価) については、原則、週1回の更新通知 (火曜日 12 時までに週間単位 (当該週の土曜日から翌週金曜日まで) とします。) により変更します。なお、入船トラブル・燃料切替時、ユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合については、変更協議を行います。



発電設備を活用した応札者の場合、当社託送供給等約款上、BG（バランシンググループ）最経済計画にもとづき発電したとみなしたうえで、契約者と当社の対価の授受として

□ $Y-X>0$ の場合

差分 $\times V1$ を当社が契約者に支払います。

（ただし、 $V1$ が調整実施時のインバランス単価を超える場合は、差分 \times インバランス単価を当社が契約者に支払います。）

（当社からの指令が下げ調整の場合は、料金精算は致しません。）

□ $Y-X\leq 0$ の場合

下げ調整に応じていただける契約者については、差分 $\times V2$ を契約者が当社に支払います。

（ $V2$ が調整実施時のインバランス単価を超える場合は、差分 \times インバランス単価を支払っていただきます。）

ただし、当社からの指令が上げ調整の場合については、差分 \times インバランス単価（当該時刻における、当社のインバランス単価）を契約者が当社に支払います。

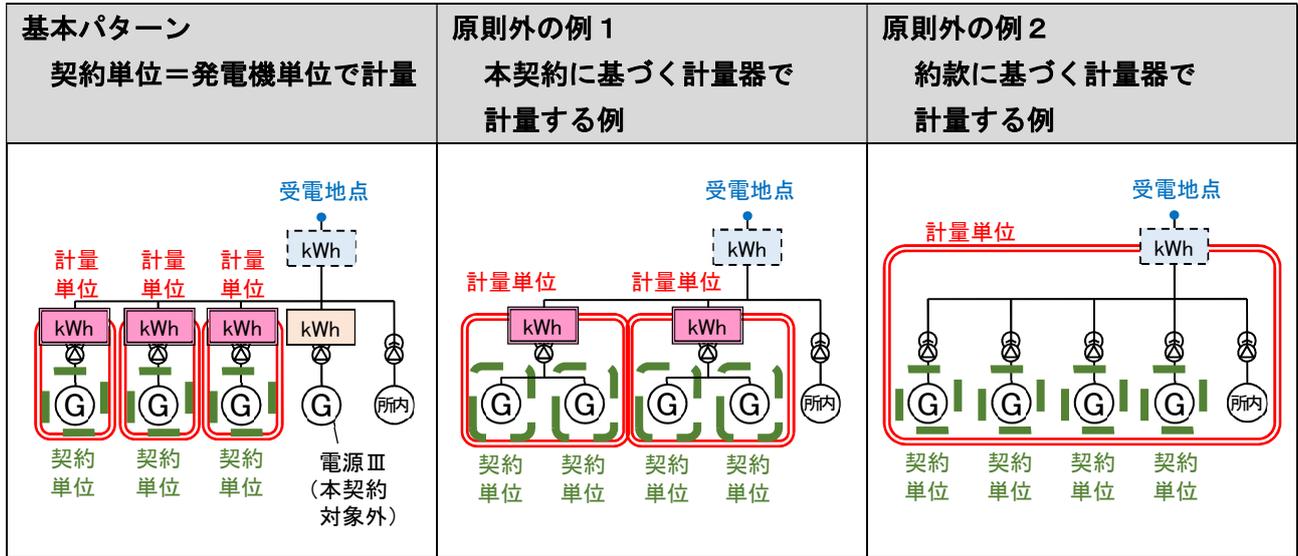
X：ゲートクローズ段階で契約者が当社に提出する発電計画値の積分値

Y：一般送電事業者の指令にもとづく発電実績の積分値

上記において、DRを活用した応札者の場合、Yを“調整力ベースラインから求まる積分値”に、Xを“一般送配電事業者の指令に基づく需要実績の積分値”に読み替えます。なお、それぞれ、当社託送供給等約款における損失率を考慮したもの（ $1 / (1 - \text{損失率})$ ）を乗じたもの）とします。

2. 計量単位について（発電設備を活用した応札者に限ります。）

- (1) 本要網の第5章、第8章にあるとおり、原則として発電機ごとに契約しますので、契約に際して計量器の設置が必要になる場合があります
- (2) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と本契約を締結し、すべての発電機の調整力提供に関わるキロワット時単価（V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））が同一であること等が条件になります。



kWh ……約款に基づく計量器
(発電量調整契約の精算用)

kWh ……本契約に基づく計量器
(本契約の調整電力量精算用)

3. 機能の確認・試験について

(1) 電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約ならびに電源Ⅰ「厳気象対応調整力(kWh)契約(またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約)の締結にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、契約申込者または契約者はその求めに応じていただきます。

- イ 試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出。
- ロ 当社からのオンライン指令による性能確認試験の実施。
- ハ 現地調査および現地試験。
- ニ その他、当社が必要と考える対応。

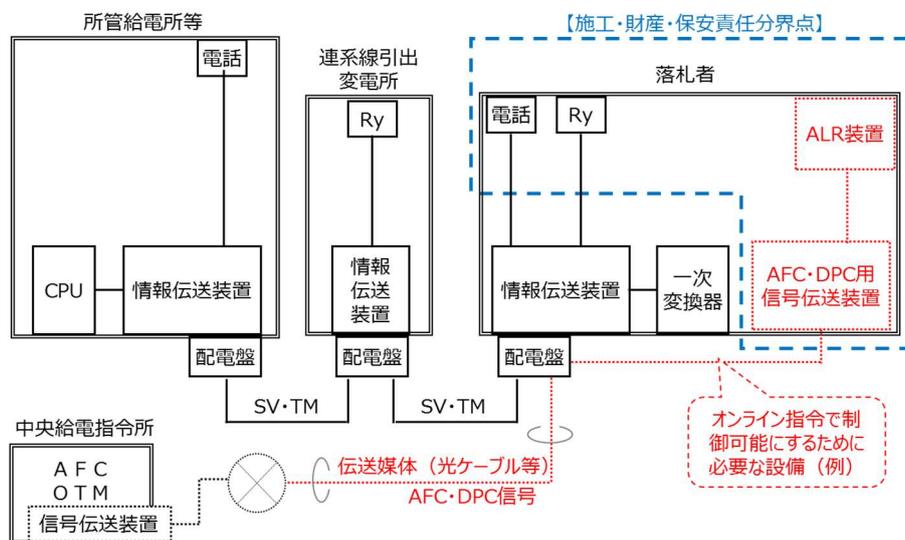
以下に各機能ごとの確認・試験内容例をかかげます。

機能	確認方法			試験内容(例)
	現地 確認	対向 試験	書類 確認	
給電情報自動伝送		○		■ 中央給電指令所との対向試験を実施。 (オンライン(簡易指令システムを用いたものを除く)で応札される電源等に限ります。)
制御試験	○			■ 現地(DRを活用した電源等においては、アグリゲーター～需要家までを含みます。)での調整指令に対する調整量の確認
オンライン調整機能		○		■ 中央給電指令所との対向試験を実施。
上記以外で系統連系技術要件に定める機能			○	■ 発電機等の性能を証明する書類等の提出で確認する。

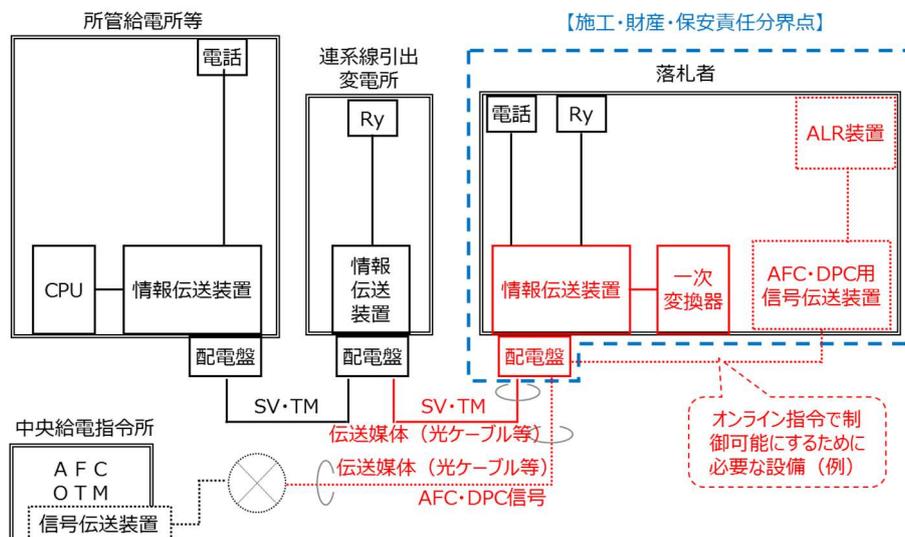
4. オンライン指令で制御可能にするための設備について

- (1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社からのオンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを含む）指令で制御可能にするための設備などは、契約者の費用負担にて設置していただきます。また、中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化していただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。
- (2) 費用負担の範囲や負担額、工事の施工区分等、詳細については協議させていただきますので当社送配電カンパニーネットワークサービスセンターへご相談下さい。

■ 発電設備を活用した応札者の設備例（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除く）の場合）



■ DRを活用した応札者の設備例（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除く）の場合）



■ 応札者の設備例（簡易指令システムの場合）

